

国際再生可能エネルギー機関憲章の説明書

外

務

省

一 概説	一
1 憲章の成立経緯	一
2 憲章締結の意義	一
3 憲章の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4 早期国会承認が求められる理由	一
二 憲章の内容	一
1 機関の設立	一
2 目的	一
3 定義	二
4 活動	二
5 作業計画及び事業	二
6 加盟国の地位	三
7 オブザーバー	三
8 組織	三
9 総会	四
10 理事会	五
11 事務局	六
12 予算	六
13 法人格、特権及び免除	七

他の組織との関係	14
権利の一時的な停止	15
機関の所在地	16
最終条項	17
設立会合による宣言	18
三 憲章の実施のための国内措置	…
(参考)	…
八	七
七	七
七	六
六	六

一 概説

1 憲章の成立経緯

- (1) 再生可能エネルギーの開発及び普及は、エネルギー自給率が約四パーセントという極めてぜい弱なエネルギー事情にある我が国にとって、エネルギー源の多様化を通じたエネルギー安全保障の強化に資するとともに、温室効果ガス削減の観点からも低炭素社会の実現に向けて重要な役割を果たすものである。
- (2) 国際再生可能エネルギー機関は、このような再生可能エネルギーの持続可能な方法による利用の促進等を目的として新たに設立される国際機関であり、平成二十一年（二千九年）一月二十六日にボン（ドイツ）において同機関の設立会合が開催され、この憲章が採択された。我が国は、同年六月二十九日にシャルム・エル・シェイク（エジプト）で開催された運営準備委員会第二回会合において、西村康稔外務大臣政務官（当時）が署名した。

2 憲章締結の意義

この憲章は、再生可能エネルギーの持続可能な方法による利用の促進等を目的とする国際機関を設立することについて定めるものである。我が国がこの憲章を締結することは、再生可能エネルギーの分野における国際協力に積極的に貢献するとともに、我が国の関連産業の国際競争力を一層強化するとの見地から有意義であると認められる。

3 憲章の締結により我が国が負うこととなる義務

この憲章の締結により、我が国は、国際連合の分担率に基づき総会が決定する義務的な分担金を拠出する等の義務を負うこととなる。

4 早期国会承認が求められる理由

我が国が再生可能エネルギーの分野における国際協力に主体的かつ効果的に取り組む観点から、機関の発足時から参加することが望ましい。

二 憲章の内容

この憲章は、前文、本文二十箇条及び末文並びに憲章の不可分の一部を成す宣言から成り、その概要は、次のとおりである。

1 機関の設立（第一条）

(1) この憲章の締約国は、国際再生可能エネルギー機関（以下「機関」という。）を設立する。

(2) 機関は、すべての加盟国間の平等の原則に基づくものであり、活動を実施するに当たっては、加盟国の主権的権利及び能力に対し十分な考慮を払う。

2 目的（第二条）

機関は、あらゆる形態の再生可能エネルギーの採用が広範に行われ、かつ、増大すること及びその利用が持続可能であることを促進する。

3 定義（第三条）

この憲章において、「再生可能エネルギー」とは、バイオエネルギー、地熱エネルギー、水力電気、海洋エネルギー、太陽エネル

ギー、風エネルギー等、再生することが可能な資源から持続可能な態様で生産されるあらゆる形態のエネルギーをいう。

4 活動（第四条）

- (1) 機関は、再生可能エネルギーに関する技術の卓越した拠点として、特に加盟国の利益のため、次のことを行う。
 - (イ) 再生可能エネルギーに関する実例を分析し、把握し、及び体系化すること。
 - (ロ) 再生可能エネルギーの分野その他の関連する分野における他の機関等との討議を開始し、相互作用を確保すること。
 - (ハ) 加盟国の要請に応じ、政策上の助言及び援助を当該加盟国に対して提供すること。再生可能エネルギーに関する政策等についての国際的な討議を促進すること。
- (ニ) 適切な知識及び技術の移転を強化し、並びに加盟国における地域的な能力の開発を促進すること。
- (ホ) 能力の開発のための援助を加盟国に対して提供すること。

- (ヘ) 加盟国の要請に応じ、再生可能エネルギーのための資金に関する助言を当該加盟国に対して提供すること。
- (ト) 研究を促進し、及び奨励すること並びに研究網、共同研究並びに技術の開発及び利用を促進すること。
- (チ) 再生可能エネルギーに関する国内的及び国際的な技術基準の開発及び利用についての情報を提供すること。

(2) 機関は、その活動の実施に当たり、次のことを行う。

- (1) 平和及び国際協力を助長する国際連合の目的及び原則に従って行動し、並びに持続可能な開発を促進する国際連合の政策に従つて行動すること。

(ロ) 機関の資源について、その効果的な利用を確保するような方法で配分すること。

(ハ) 作業の不必要的重複を避けるため、既存の組織と緊密に協力すること。再生可能エネルギーの促進を目的とする政府等の資源及び活動を効率的かつ効果的に活用すること。

(3) 機関は、次のことを行う。

(イ) 自己の活動に関する年次報告を加盟国に提出すること。

(ロ) 自己が行つた政策上の助言を加盟国に通報すること。

(ハ) 既存の国際機関との協議、協力等について加盟国に通報すること。

5 作業計画及び事業（第五条）

(1) 機関は、事務局が作成し、理事会が検討し、総会が採択した年間の作業計画に基づき、活動を実施する。

(2) 機関は、機関の財源以外の資源が利用可能であることを条件として、加盟国が開始し、及び資金を供与する事業を実施することができる。

6 加盟国の地位（第六条）

(1) 加盟国の地位は、国際連合の加盟国である国並びに地域的な経済統合のための政府間機関であつてこの憲章に定める目的及び活動に従つて行動する意思及び能力を有するものに開放される。

(2) これらの国及び地域的な経済統合のための政府間機関は、

(イ) この憲章に署名し、批准書を寄託したことにより、機関の原加盟国となる。

(ロ) 加盟の申請が承認された後に加入書を寄託することにより、機関のその他の加盟国となる。

7 オブザーバー（第七条）

(1) 総会は、次の者に對してオブザーバーとしての地位を与えることができる。

(イ) 再生可能エネルギーの分野において活動する政府間機関及び非政府機関

(ロ) この憲章を批准していない署名国

(ハ) 加盟の申請が承認された加盟申請国

8 組織（第八条）

(1) 機関の主要な組織として、総会、理事会及び事務局を設置する。

(2) 総会及び理事会は、この憲章に従いその任務を遂行するために必要と認める補助組織を設置することができる。

9 総会（第九条）

(1) 総会は、機関の最高組織として、この憲章が対象とする事項又はこの憲章に規定する組織の権能及び任務に関する事項について討議することができる。また、これらの事項について、次のことを行うことができる。

(イ) 決定を行い、及びこの憲章に規定する組織に対して勧告を行うこと。

(ロ) 加盟国の要請に応じ、当該加盟国に対して勧告を行うこと。

(2) 総会は、機関のすべての加盟国によって構成され、各加盟国の一人の代表から成る。

(3) 機関の各加盟国は、総会において一の票を有する。手続問題についての決定は、出席し、かつ、投票する加盟国の中の単純多数による議決で行い、また、実質事項についての決定は、出席する加盟国の中のコンセンサス方式によって行う。ただし、コンセンサスに達することができない場合において、反対する加盟国が二を超えないときは、コンセンサスに達したものとみなす。

(4) 総会は、出席する加盟国のコンセンサス方式により、理事会の構成員の選出、機関の予算及び作業計画の採択、機関の財政規則その他の財政事項に関する決定、この憲章の改正の承認、補助組織の設置の決定等を行う。

(5) 総会は、出席する加盟国のコンセンサス方式により、加盟の申請についての決定、総会及び理事会の手続規則の承認、年次報告書その他の報告書の採択、この憲章の範囲内の問題又は事項についての協定の締結の承認等を行う。ただし、コンセンサスに達す

ることができない場合において、反対する加盟国が二を超えないときは、コンセンサスに達したものとみなす。

- (6) 総会は、出席する加盟国のコンセンサス方式により、機関の所在地を指定し、及び事務局の事務局長を任命する。ただし、コンセンサスに達することができない場合には、出席し、かつ、投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で所在地を指定し、及び事務局長を任命する。

10 理事会（第十条）

- (1) 理事会は、総会が選出する十一人以上二十一人以下の機関の加盟国の代表により構成され、その具体的な人数は、機関の加盟国 の数を基礎として切り上げて算定される加盟国の三分の一に相当する人数とする。理事会の構成員については、加盟国間の交替を前提として、二年の任期で選出される。
- (2) 理事会は、半年ごとに会合し、その会合は、理事会が別段の決定を行う場合を除くほか、機関の所在地で開催される。
- (3) 理事会の各構成員は、一の票を有する。手続問題についての決定は、その構成員の単純多数による議決で行い、また、実質事項についての決定は、構成員の三分の二以上の多数による議決で行う。
- (4) 理事会は、加盟国間の協議及び協力の促進、機関の作業計画案及び予算案の検討及び総会への提出、総会の会期のための準備の承認、機関の活動に関する年次報告案等の検討及び総会への提出等を行う。

11 事務局（第十一条）

- (1) 事務局は、総会、理事会及びこれらの補助組織が任務を遂行するに当たり、総会、理事会及びこれらの補助組織を補佐する。また、事務局は、この憲章に基づいて与えられるその他の任務及び総会又は理事会によって委任される任務を遂行する。
- (2) 事務局は、事務局長及び必要な職員によつて構成される。事務局長は、理事会の勧告に基づき四年の任期で総会によつて任命され、その任期は、一回に限り更新することができる。
- (3) 事務局は、機関の作業計画案及び予算案の作成及び理事会への提出、機関の作業計画及びその決定の実施、機関の活動に関する年次報告案等の作成及び理事会への提出、総会、理事会及びこれらの補助組織に対する運営上及び技術上の支援の提供等を行う。
- (4) 事務局長及び他の職員は、その任務の遂行に当たり、いかなる政府からも又は機関外のいかなるところからも指示を求め、又は

受けてはならない。

12 予算（第十二条）

- (1) 機関の予算は、総会が採択する財政規則に従い、国際連合の分担率に基づき総会が決定する加盟国の義務的な分担金、任意の拠出金その他の財源を財源とする。中核的な活動及び運営費用については、義務的な分担金によつて支弁する。
- (2) 機関の予算案は、事務局が作成し、理事会に提出する。理事会は、承認のため勧告を付して当該予算案を総会に提出し、又は再検討及び再提出のため当該予算案を事務局に返却する。

13 法人格、特権及び免除（第十三条）

- (1) 総会は、外部の会計検査専門家を指名するものとし、当該会計検査専門家は、四年間在任し、再選される資格を有する。
- (2) 加盟国は、特権及び免除に関する別個の取極について決定する。

14 他の組織との関係（第十四条）

理事会は、総会の承認を条件として、機関に代わつて、国際連合等と適當な連携関係を設定する協定を締結する権限を与えられる。この憲章は、既存の国際条約に基づく加盟国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

15 権利の一時的な停止（第十七条）

- (1) 機関に対する分担金の支払を延滞している加盟国は、その未払の額が当該年度に先立つ二年間に支払われるべきであつた分担金の額に達し、又はこれを超える場合には、投票権を失う。
- (2) この憲章又はこの憲章に従つて自国が締結したいかの協定に継続して違反した加盟国については、理事会の勧告に基づき、出席し、かつ、投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で行動する総会が、加盟国としての特権及び権利の行使を停止することができる。

16 機関の所在地（第十八条）

機関の所在地は、総会の第一回会期において決定される。

17 最終条項（第十五条、第十六条、第十九条及び第二十条）

この憲章の署名、批准、加入、効力発生、改正、脱退等について規定している。

18 設立会合による宣言

この憲章は、各署名国の要請に応じ、英語以外の国際連合の公用語及び寄託者の言語によつても確定される。

三 憲章の実施のための国内措置

1 この憲章の実施のために、新たな立法措置を必要としない。

2 國際連合の分担率に基づき総会が決定する分担金を支払う義務を負う。

(参考)

- 1 採択 平成二十一年一月二十六日 ボン（ドイツ）において採択
- 2 効力発生 平成二十二年二月十四日現在 未発効（二十五番目の批准書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。）
- 3 署名国 平成二十二年二月十四日現在 百四十二箇国及び欧州連合

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アンティイグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベラルーシ、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、カンボジア、カメールーン、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、コモロ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、キプロス、チエコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、グルジア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ホンジュラス、アイスランド、インド、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本国、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、大韓民国、クウェート、キルギス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、モルディブ、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナウル、ネパール、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジエリア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ルワンダ、セントビンセント、サモア、サントメ・プリンシペ、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、スロバキア、スロベニア、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スードン、スワジランド、スウェーデン、イス、シリア、タジキスタン、タンザニア、東ティモール、トーゴ、トンガ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英國、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、イエメン、ザンビア、ジンバブエ、欧州連合
- 4 締約国 平成二十二年二月十四日現在 十一箇国

デンマーク、ドイツ、ケニア、リヒテンシュタイン、モルディブ、ノルウェー、パラオ、セルビア、スウェーデン、トンガ、アラブ首長国連邦